

## 水素社会の実現に向けた東京推進会議設置要綱

(制定) 平成 27 年 7 月 7 日付 27 環地環第 107 号

## (目的)

第 1 条 水素社会の早期実現に向け、水素エネルギーの普及拡大について、産学官が一体となり、具体的な取組を着実に推進することを目的として、「水素社会の実現に向けた東京推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 平成 26 年度に策定した水素社会実現に向けた戦略目標の進行管理に関すること。
- 二 規制緩和、普及啓発、その他の水素エネルギー利活用における諸課題の検討に関すること。
- 三 戦略目標の確実な達成に向けた工程表の策定に関すること。
- 四 その他必要な事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 推進会議は、知事が別に委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 第 6 条第 1 項に定める座長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

## (座長)

第 5 条 推進会議に座長を置き、知事の任命によりこれを定める。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第 6 条 推進会議は、座長の命を受け、知事が招集する。

## (会議の公開)

第 7 条 推進会議及び推進会議の資料は、公開する。ただし、座長が公開を不適

当と認めるときは、この限りでない。

(謝金の支払)

第8条 知事は、委員又は第3条第2項の規定する委員以外の者であつて推進会議に出席したのに対し、謝金を支払うことができるものとする。

(事務局)

第9条 推進会議の庶務は、環境局地球環境エネルギー一部環境都市づくり課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年7月7日付27環地環第107号)  
この要綱は、平成27年7月7日から施行する。